



2026年4月23日

各 位

会 社 名 フリー株式会社
代 表 者 代表取締役 CEO 佐々木 大輔
(コード番号:4478 東証グロース)
問 合 せ 先 常務執行役員CFO 坪井 亜美
(TEL. 03-6683-0242)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び資本金の額の減少(減資)に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第370条及び当社定款第26条の定め(取締役会の決議に替わる書面決議)に基づき、2026年6月23日(火)に開催予定の臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の付議議案(資本金の額の減少)を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社臨時株主総会に係る基準日等について

臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年5月8日(金)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日: 2026年5月8日(金)
- (2) 公告日: 2026年4月23日(木)
- (3) 公告方法: 電子公告
<https://announce.freee.co.jp/>

2. 資本金の額の減少について

(1) 目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様の所有株式数や1株あたり純資産額に影響はありません。

(2) 資本金の額の減少の内容

① 減少すべき資本金の額

2026年3月31日現在の当社の資本金の額27,890,049,666円を15,000,000,000円減少して12,890,049,666円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

② 減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式数の変更は行わず、会社法第447条第1項の規定に基づき、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

③ 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年6月23日を予定しております。

(3) 減資の日程

- ① 取締役会決議日 2026年4月23日
- ② 資本金の額の減少公告日 2026年5月15日(予定)
- ③ 債権者異議申述最終期日 2026年6月15日(予定)
- ④ 臨時株主総会決議日 2026年6月23日(予定)

⑤ 減資の効力発生日 2026年6月23日(予定)

(4) 今後の見通し

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式数の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。なお、上記の内容につきましては、2026年6月23日に開催を予定している臨時株主総会において、資本金の額の減少に関する議案が承認可決されることを前提としております。

以上